



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年6月20日金曜日 第1974号

◇ 目次 ◇

肥料の登録.....	729
建設業者の許可の取消し.....	729
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	729
道路の供用開始（県道松山東部環状線）.....	730
道路の位置の指定.....	730

公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施.....	730
------------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	731
-------------------------------	-----

正 誤

平成20年3月4日付け第1943号愛媛県告示第291号（解除予定保安林にする旨の通知）中.....	733
平成20年4月11日付け第1954号愛媛県告示第598号（開発行為に関する工事の完了）中.....	733
平成20年4月11日付け第1954号愛媛県告示第599号（開発行為に関する工事の完了）中.....	733
平成20年4月30日付け第1959号愛媛県告示第685号（開発行為に関する工事の完了）中.....	733
平成20年5月2日付け第1960号愛媛県告示第718号（開発行為に関する工事の完了）中.....	734
平成20年5月2日付け第1960号愛媛県告示第719号（開発行為に関する工事の完了）中.....	734
平成20年5月2日付け第1960号愛媛県告示第720号（開発行為に	

関する工事の完了）中.....	734
平成20年5月13日付け第1963号愛媛県告示第792号（開発行為に関する工事の完了）中.....	734
平成20年5月23日付け第1966号愛媛県告示第855号（開発行為に関する工事の完了）中.....	734
平成20年6月3日付け第1969号愛媛県告示第919号（開発行為に関する工事の完了）中.....	734
平成20年6月6日付け第1970号愛媛県告示第926号（開発行為に関する工事の完了）中.....	734
平成20年6月6日付け第1970号愛媛県告示第927号（開発行為に関する工事の完了）中.....	734

告 示

○愛媛県告示第978号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成20年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年6月3日	愛媛県第1274号	混合有機質肥料	南海混合有機物肥料6-5	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとおり	南海物産株式会社 松山市古三津二丁目20番38号

○愛媛県告示第979号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（特-19）第3905号	平成19年4月11日	（株）加地産業	加地 秀行	新居浜市船木甲1000-6	平成20年5月26日	土木工事業とび・土工工事業	建設業の廃止
（特-18）第1552号	平成18年8月30日	中央建設（株）	光永ミエ子	今治市菊間町浜210-2	平成20年5月29日	造園工事業	建設業の廃止（一部）
（般-17）第15760号	平成17年6月23日	近本電設	近本 太	西条市神拝乙87-7	平成20年5月29日	電気工事業	建設業の廃止（法人成り）

○愛媛県告示第980号

松山市馬木町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年6月20日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

1 縦覧に供すべき書類の名称

- （1）松山市馬木町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- （2）松山市馬木町土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成20年6月23日から7月18日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所本庁

○愛媛県告示第 981 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市吉藤五丁目1000番 7 から 同市吉藤五丁目1028番 3 まで	平成20年 6月20日

○愛媛県告示第 982 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 6月20日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

- 1 指定年月日及び番号
平成20年 6月11日 20中建築（道）第 1 号
- 2 道路の位置

伊予市米湊字中ノ町 919 番 1 及び 920 番 2

幅員 4 30m

延長 19 96m

3 申請人の住所及び氏名

伊予郡松前町大字西古泉 285 番地 1

有限会社アットホーム 取締役 田原信幸

4 図面省略

公 告

○公 告

愛媛県立看護専門学校入学試験の実施について

愛媛県立看護専門学校学則（平成 9 年愛媛県規則第 2 号）第10条第 1 項の規定による平成21年度愛媛県立看護専門学校入学試験を次のとおり実施する。

平成20年 6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 入学試験の期日及び場所並びに募集人員等

期 日	場 所	修業年限	募集人員	受 験 資 格	卒業後の資格
(1) 一般入学試験 学科試験及び面接試験 平成21年 2月 4日（水）	四国中央市中 之庄町1684番 地 3 愛媛県立看護 専門学校	3 年	30人（うち、 推薦入学試験 による募集人 員は、12人程 度）	高等学校若しくは中等教育学校 を卒業した者（平成21年 3月卒業 見込みの者を含む。）又はこれと 同等以上の学力があると認められ る者。ただし、推薦入学試験を受 ける場合にあっては、愛媛県内の 高等学校又は中等教育学校を同月 卒業見込みの者で、在学高等学校 又は中等教育学校の校長の推薦を 受けたものに限る。	(1) 看護師国家試験の受験資格が 得られる。 (2) 保健師学校養成所及び助産師 学校養成所の受験資格が得られ る。
(2) 推薦入学試験 学科試験及び面接試験 平成20年11月20日（木）					

- 2 学科試験科目

- (1) 一般入学試験
国語総合（旧「国語Ⅰ」に相当。古文及び漢文を除く。）
数学Ⅰ
英語Ⅰ及び英語Ⅱ
- (2) 推薦入学試験
小論文

- 3 入学願書の受付期間及び提出先

- (1) 受付期間
ア 一般入学試験

平成21年 1月 8日(木)から 1月23日(金)まで

イ 推薦入学試験

平成20年10月27日(月)から11月 7日(金)まで

ウ 郵送による場合は、一般入学試験及び推薦入学試験とも当該受付期間の締切日までの消印のあるものは、受け付ける。

(2) 提出先

〒799 0422 四国中央市中之庄町1684番地 3

愛媛県立看護専門学校

4 提出書類等

(1) 次の書類等を提出すること。

ア 入学願書(募集要項に添付の用紙を使用し、出願前 3 箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で、縦 5 センチメートル、横 4 センチメートルの写真を 1 枚はること。)

イ 受験写真票及び受験票(募集要項に添付の用紙を使用し、アと同じ写真を 2 枚はること。)

ウ 調査書その他これに相当する書類

エ 受験票送付用封筒(募集要項に添付の封筒を使用すること。)

オ 推薦入学試験を受ける場合にあっては、在学高等学校又は中等教育学校の校長の推薦書

(2) 入学選考料として20,000円の愛媛県収入証紙を入学願書の所定の欄にはるものとし、消印は、しないこと。

(3) 募集要項は、愛媛県立看護専門学校へ請求すること(郵送を希望する場合は 200円分の郵便切手をはった角形 2 号(33.2センチメートル×24.0センチメートル)の返信用封筒を同封のこと。)

5 合格発表

(1) 一般入学試験

平成21年 2月20日(金)午前 9 時に愛媛県立看護専門学校において合格者の受験番号を掲示するとともに、本人あて通知する。

(2) 推薦入学試験

平成20年12月 5日(金)に在学高等学校又は中等教育学校の校長を通じて、合否を本人あて通知する。

6 問い合わせ先

愛媛県立看護専門学校

電話 (0896) 24 5755

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第 3 号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 6月20日

愛媛県公安委員会委員長 木 網 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
<p>別表 1 (第 2 条関係)</p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)</td> <td>1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略	省略		<p>別表 1 (第 2 条関係)</p> <p>本部長の専決事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)</td> <td>1 省略 2 第 5 条第 1 項の規定による認定申請書の受理 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		法令	専決事項	省略		警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	1 省略 2 第 5 条第 1 項の規定による認定申請書の受理 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略	省略	
法令	専決事項																		
省略																			
警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	1 省略 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略																		
省略																			
法令	専決事項																		
省略																			
警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	1 省略 2 第 5 条第 1 項の規定による認定申請書の受理 3 省略 4 省略 5 省略 6 省略																		
省略																			
<p>別表 2 (第 3 条関係)</p> <p>部課長の専決事項</p>		<p>別表 2 (第 3 条関係)</p> <p>部課長の専決事項</p>																	

1 部長専決事項

- (1)・(2) 省略
- (3) 生活安全部長

法令	専決事項
省略	
警備業法	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> 省略 <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略 <u>7</u> 省略 <u>8</u> 省略 <u>9</u> 省略 <u>10</u> 省略 <u>11</u> 省略
省略	

- (4)・(5) 省略

2 課長専決事項

- (1)～(4) 省略
- (5) 生活安全企画課長

法令	専決事項
省略	
警部業法の一部を改正する法律	<u>1</u> 省略
省略	
警備員等の検定等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> 省略 <u>2</u> 省略
省略	

- (6)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
警備業法	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> <u>第5条第1項の規定による認定申請書の受理</u> <u>2</u> 省略 <u>3</u> <u>第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新申請の受理</u> <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略

1 部長専決事項

- (1)・(2) 省略
- (3) 生活安全部長

法令	専決事項
省略	
警備業法	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> <u>第7条第1項の規定による認定証の有効期間の更新申請の受理</u> <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略 <u>4</u> 省略 <u>5</u> 省略 <u>6</u> 省略 <u>7</u> 省略 <u>8</u> 省略 <u>9</u> 省略 <u>10</u> 省略 <u>11</u> 省略 <u>12</u> 省略
省略	

- (4)・(5) 省略

2 課長専決事項

- (1)～(4) 省略
- (5) 生活安全企画課長

法令	専決事項
省略	
警部業法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> <u>附則第4条の規定による届出書の受理</u> <u>2</u> 省略
警備業法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> <u>第42条第1項の規定による指導教育責任者資格者証の交付申請書の受理</u> <u>2</u> <u>第63条の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付申請書の受理</u>
省略	
警備員等の検定等に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> <u>第9条第1項の規定による検定申請書の受理</u> <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略
省略	

- (6)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
警備業法	<ul style="list-style-type: none"> <u>1</u> 省略 <u>2</u> 省略 <u>3</u> 省略

	6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略		4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略 15 省略 16 省略
警備業法施行規則	1 第42条第1項の規定による指導教育責任者資格者証の交付申請書の受理 2 省略 3 第63条の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付申請書の受理	警備業法施行規則	1 省略
省略		省略	
警備員等の検定等に関する規則	1 第9条第1項の規定による検定申請書の受理 2 省略 3 省略 4 第14条第1項の規定による合格証明書交付申請書の受理 5 第15条第1項の規定による合格証明書書換え申請書の受理 6 第15条第3項の規定による合格証明書再交付申請書の受理	警備員等の検定等に関する規則	1 省略 2 省略
省略		省略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成20年 3月 4日付け第1943号愛媛県告示第 291号（解除予定保安林にする旨の通知）中

ページ	箇 所	誤	正
138	下から 6行目	久万高原笠方町	久万高原町笠方

○正 誤

平成20年 4月11日付け第1954号愛媛県告示第 598号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
444		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 4月11日付け第1954号愛媛県告示第 599号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
444		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 4月30日付け第1959号愛媛県告示第 685号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
505		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 5月 2日付け第1960号愛媛県告示第 718号（開発行為に
関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
522		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 5月 2日付け第1960号愛媛県告示第 719号（開発行為に
関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
522		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 5月 2日付け第1960号愛媛県告示第 720号（開発行為に
関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
522		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 5月13日付け第1963号愛媛県告示第 792号（開発行為に
関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
549		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 5月23日付け第1966号愛媛県告示第 855号（開発行為に
関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
652		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 6月 3日付け第1969号愛媛県告示第 919号（開発行為に
関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
695		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 6月 6日付け第1970号愛媛県告示第 926号（開発行為に

関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
699		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要

○正 誤

平成20年 6月 6日付け第1970号愛媛県告示第 927号（開発行為に
関する工事の完了）中

ページ	箇 所	誤	正
699		愛媛県知事 加 戸 守 行	愛媛県中予地方局長 梅 木 要
700	表中 検査済 証の番号及び 交付年月日欄	開第66号 昭和55年11月 4日	20中局建（開）第13号 平成20年 5月27日